群馬県公認心理師協会 会則

第1章 名称と所在地

- 第1条 この会は、群馬県公認心理師協会(以下本会という)
- 第2条 本会は、前橋市山王町1丁目1-3 コモンヒロセ1-7号に 所在地を置く。

第2章 目的及び事業

- 第3条 本会は、公認心理師及び臨床心理士相互の連携を密に 第11条 役員は会員の互選により選出する。選出については、 するとともに、その資質と技能の向上を図り、心理臨床の実 的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
 - (1) 会員の資質向上のための研修会等の開催
 - (2) こころの健康と福祉の増進に関する諸事業
 - (3) 心理臨床の発展と普及に関する諸活動
 - (4) 会員の連携及び親睦のための諸活動
 - (5) 会報等の発行
 - (6) 関係機関・関係諸団体との連携及び協力
 - (7) その他前条の目的を達成するために必要と認める事業

第3章 会 員

- 第5条 本会の会員は、公認心理師法(平成27年9月16日法律第 68号)(以下、「法」という。)第28条の規定により公認心理師 の登録を受けた者、又は公益財団法人日本臨床心理士資格認 定協会の認定する臨床心理士で群馬県内に在住又は勤務し、 本会の目的に賛同する者とする。
- 第6条 本会に名誉会員を置くことができる。名誉会員につい 2.事務局長は局員を指名して事務遂行を円滑に行う。 ては、別に細則を定める。
- 第7条 入会及び退会を希望する者は、本会所定の用紙に所要 事項を記入して事務局に申し込むものとする。
- 場合は滞納分を納めなければならない。
- 第8条 会員が本会の名誉を傷つけたとき、又は第9条の規定に 第17条 会員の過半数の要求又は役員会で議決された場合、 違反したときには、役員会の議決により退会させることがで きる。
- 2. 会員は、前項の場合のほか、次の各号の一に該当する場合 には、その会員資格を喪失する。
 - (1) 当該会員が死亡しもしくは失踪宣告を受けたとき
 - (2) 法第32条第1項又は第2項の規定により公認心理師の登 録を取り消されたとき
 - (3) 法第33条の規定により公認心理師の登録を消除された とき
 - (4) 臨床心理士資格を喪失したとき
 - (5) 2年分以上会費を滞納したとき

第9条 会員は、本会の定める「倫理規程」「倫理綱領」を遵守 しなければならない。また、各自の心理業務に関連する法令 等を遵守しなければならない。

第4章 組 織

第10条 本会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 2名 幹事 9名

- 細則に定める。
- 践及び研究をとおして社会の健全な進展に寄与することを目 2. 前項にかかわらず、会長は必要に応じて3名を超えない範 囲で幹事を指名することができる。
 - 3. 役員の任期は2年間とし、重任については別に細則に定め
 - 第12条 会長は会務を統括し本会を代表する。
 - 2. 副会長は会長を補佐し、必要ある場合はその職務を代理す
 - 3. 幹事は会務をおこない、本会を運営する。
 - 第13条 本会に監査2名を置いて、本会の運営及び会計の監 査をおこなう。
 - 2. 監査は役員会の決定に基づき、会長が委嘱する。
 - 第14条 本会に各種委員会を設けることができる。
 - 2. 各委員会に幹事を充てた委員長を置き、委員長は委員を指 名して委員会を組織する。
 - 3. 各委員会は、役員会の承認する運営要項を定めることがで きる。
 - 第15条 本会に会長の委嘱する事務局長を置く。

第5章 運

- 第16条 総会は毎年度当初に会長が招集し、委任状を含めた 2. 再入会を希望する者のうち、会費滞納のまま退会している 会員の過半数の出席により成立する。その議決は出席者の過 半数の同意を必要とする。
 - 会長は臨時総会を開催しなければならない。
 - 第18条 本会の円滑な運営を図るため、必要に応じて役員会 を開催する。役員会は会長が招集し、その議決は役員の3分 の2以上の同意を必要とする。
 - 第19条 本会の会計は次のとおりとする。なお、年会費につい ては、別に細則に定める。
 - (1) 会員の納付する年会費
 - (2) 必要に応じて徴収する臨時会費
 - (3) 寄付金及び事業収入
 - (4) 会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる

第6章 雜 則

- 第20条 この会則は、総会において出席者の3分の2以上の 同意により変更することができる。
- 第21条 この会則に定めのない事項については、役員会において決定することができる。

附則

- 1. この会則は平成4年12月20日に制定し、平成5年4月1日から 適用する
- 2. 平成 7年4月13日 一部改正
- 3. 平成 8年4月20日 一部改正
- 4. 平成 9年5月10日 一部改正
- 5. 平成11年5月16日 一部改正
- 6. 平成12年4月23日 一部改正
- 7. 平成13年4月21日 一部改正
- 8. 平成15年4月20日 一部改正
- 9. 平成17年4月24日 一部改正
- 10. 平成24年4月22日 一部改正
- 11. 平成25年4月21日 一部改正
- 12. 平成27年4月26日 一部改正
- 13. 平成28年4月24日 一部改正
- 14. 平成30年4月22日 一部改正
- 15. 平成30年6月24日 平成30年4月22日改正の効力を一時停止し、再び効力が発生する日を、当会会員が法第28条の規定により公認心理師の登録を受けたことを確認した日とする。
- 16. 平成31年4月21日 一部改正
- 17. 令和2年7月19日 一部改正
- 18. 令和3年5月23日 一部改正